

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改02)
提出年月日	2023年10月25日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

**【第32条, 65-12-1、65-12-3、
65-12-4、65-12-6、65-16-2 抜粋】**

2023年10月
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系^{*1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系に関する確認時および確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子炉課長は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>（2）発電課長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>	<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系^{*1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）原子炉GMIは、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、当直長に通知する。</p> <p>（2）当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>	<p>（非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系^{*1}の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）課長（原子炉）および課長（3号機械）は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、課長（発電）に通知する。</p> <p>（2）当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系の系統圧力が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p>												
<p>表32-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと	<p>表32-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと	<p>表32-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと	
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧圧がされることがないこと														
<p>※1：高圧代替注水系は、7号炉のみ適用。</p>	<p>※1：高圧代替注水系は、7号炉のみ適用。</p>	<p>※1：高圧原子炉代替注水系は、2号炉のみ適用。</p>													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表32-2						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統からの原子炉冷却水の著しい漏えいを停止させさせる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却水の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	
※1：高圧代替注水系は、2号炉のみ適用。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
表 66-1-2	電源設備	表 66-1-2	電源設備	TS-25
66-1-2-1	常設代替交流電源設備	66-1-2-1	常設代替交流電源設備	1
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	
設備	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ タンクローリ 軽油タンク	設備	第一ガスタービン発電機 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ タンクローリ（16kL） 軽油タンク	【女川との相違】 ・女川ではガスタービン発電設備用軽油タンクについても「66-12-7 燃料補給設備」で管理している。 【島根固有】 ・島根2号炉ではガスタービン発電機用軽油タンクからガスタービン発電機用サーピスタンの燃料移送にガスタービン発電機用燃料移送ポンプを使用し、女川、柏崎刈羽ではタンクローリを使用している。また、島根2号炉のガスタービン発電機用軽油タンクは、常設代替交流電源設備が7日間連続運転可能な容量を貯蔵しているため、タンクローリによる補給は不要である。なお、島根2号炉ではガスタービン発電機
所要数	2台 ※2	所要数	1台 1基 1台 ※2 ※2	
※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>定事検止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	電気課長	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>定事検止時</td> <td>電気機器M</td> </tr> <tr> <td>2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	電気機器M	2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長	4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>※2：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>定事検止時</td> <td>課長（電気）</td> </tr> <tr> <td>2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電機用サービスタンのタンクレベルが1,400mm以上であることを確認する。ただし、ガスタービン発電機の運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	課長（電気）	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	3. ガスタービン発電機用サービスタンのタンクレベルが1,400mm以上であることを確認する。ただし、ガスタービン発電機の運転中および運転終了後2日間を除く。	1箇月に1回	当直長	4. ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	<p>用サービスタンクから常設代替交流電源設備までの給油は自重で行うが、女川、柏崎刈羽では移送ポンプを使用しており燃料系統の構成が異なる。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では緊急時対策所の代替電源として常設代替交流電源設備の使用を想定していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では既存の非常用ディーゼルの発電機デイトンクと同様に、設備運転中及び設備運転終了後2日間を除外期間として設定する。なお、女川では「66-12-7 燃料補給設備」においてガスタービン発
項目	頻度	担当																																											
1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	電気課長																																											
2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																											
3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																											
項目	頻度	担当																																											
1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	電気機器M																																											
2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																											
3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長																																											
4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																											
項目	頻度	担当																																											
1. ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検止時	課長（電気）																																											
2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																											
3. ガスタービン発電機用サービスタンのタンクレベルが1,400mm以上であることを確認する。ただし、ガスタービン発電機の運転中および運転終了後2日間を除く。	1箇月に1回	当直長																																											
4. ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
(3) 要求される措置																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A1. 発電課長は、非常用ダイ 一 ゼ ル 発 電 機 1 台（A系、 B系または高圧炉心ス レ イ 系）を起動し、動作 可能であることを確認す るとともに、その他の設 備^{※3}が動作可能である ことを確認する。 および A2. 発電課長および防災課 長は、当該機能を補完す</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 が 動 作 不 能 の 場 合	A1. 発電課長は、非常用ダイ 一 ゼ ル 発 電 機 1 台（A系、 B系または高圧炉心ス レ イ 系）を起動し、動作 可能であることを確認す るとともに、その他の設 備 ^{※3} が動作可能である ことを確認する。 および A2. 発電課長および防災課 長は、当該機能を補完す	速やかに 3日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備^{※3}が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備 ^{※3} が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策	速やかに 3日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	速やかに	<p>電設備軽油タンクを 管理しており、常設 代替交流電源設備運 転終了後2日間を除 外期間として設定し ていることは同様</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎刈羽は常設代替 交流電源設備に対応 するC設備およびD 設備を有しており、そ れぞれの条件を分け て記載している。</p> <p>【島根固有】 ・ 島根2号炉は、常設 代替交流電源設備に</p>
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 が 動 作 不 能 の 場 合	A1. 発電課長は、非常用ダイ 一 ゼ ル 発 電 機 1 台（A系、 B系または高圧炉心ス レ イ 系）を起動し、動作 可能であることを確認す るとともに、その他の設 備 ^{※3} が動作可能である ことを確認する。 および A2. 発電課長および防災課 長は、当該機能を補完す	速やかに 3日間																								
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備 ^{※3} が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策	速やかに 3日間																								
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	速やかに																								
(3) 要求される措置																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A1. 当直長は、非常用ダイ ゼ ル 発 電 機 1 台 を 起 動 し、動作可能であること を確認するとともに、そ の他の設備^{※3}が動作可 能であることを確認す る。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A1. 当直長は、非常用ダイ ゼ ル 発 電 機 1 台 を 起 動 し、動作可能であること を確認するとともに、そ の他の設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認す る。	速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備^{※3}が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備 ^{※3} が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策	速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 起 高 温 停 止</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	速やかに	<p>電設備軽油タンクを 管理しており、常設 代替交流電源設備運 転終了後2日間を除 外期間として設定し ていることは同様</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎刈羽は常設代替 交流電源設備に対応 するC設備およびD 設備を有しており、そ れぞれの条件を分け て記載している。</p> <p>【島根固有】 ・ 島根2号炉は、常設 代替交流電源設備に</p>
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A1. 当直長は、非常用ダイ ゼ ル 発 電 機 1 台 を 起 動 し、動作可能であること を確認するとともに、そ の他の設備 ^{※3} が動作可 能であることを確認す る。	速やかに																								
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A 1. 1. 当直長は、非常 用ディーゼル発電機1台 を起動し、動作可能であ ることを確認するととも に、その他の設備 ^{※3} が動 作可能であることを確認 する。 および A 2. 2. 当直長は、当該 機能を補完する自主対策	速やかに																								
適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運 起 高 温 停 止	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	A. 常設代替 交 流 電 源 設 備 に よ る 電 源 系 が 動 作 不 能 の 場 合	速やかに																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	対応するC設備およびD設備がないため「保安規定変更に係る基本方針」によりAOT3日を適用する。
要求される措置	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※4	要求される措置	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 および A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※4が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能で	要求される措置	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	
条件	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	条件	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	条件	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	
完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	
自主対策設備※4が使用可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	24時間	設備※5が動作可能であることを確認する。 および A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	24時間	および A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	3日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	24時間	
B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了する内に達成できない場合	36時間	

【島根固有】

- ・島根2号炉は、常設代替交流電源設備に対応するC設備およびD設備はない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>が使用可能であることを確認する。</p>	<p>あることを確認する。</p>		
<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。</p>	<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C（C）系又はM/C（D）系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。</p> <p>※5：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補完措置を含む。</p>	<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉も号炉間融通電力設備を自主設備として所持しているが、融通を行う1号炉の非常用ディーゼル発電機は、常設代替交流電源設備の機能を補完することが出来ないため（常設代替交流電源設備：4800kWに対して1号DG:3000kWであり容量が少なく、重大事故等対処に必要な容量（有効性評価の長期TBにおいて必要な容量）である。4378kWを給電することが出来ない）D設備として設定していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主対策設備の相違

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																					
<p>66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること	<p>66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備^{※1}及び常設代替直流電源設備^{※2}</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備 ^{※1} 及び常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<p>65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備^{※1}および常設代替直流電源設備^{※2}</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所内常設蓄電式直流電源設備 ^{※1} および常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<p>TS-25 65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備</p> <p>TS-80 適用される原子炉の状態の考え方について</p>																																																									
項目	運転上の制限																																																																							
所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																																																							
項目	運転上の制限																																																																							
所内蓄電式直流電源設備 ^{※1} 及び常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																																							
項目	運転上の制限																																																																							
所内常設蓄電式直流電源設備 ^{※1} および常設代替直流電源設備 ^{※2}	所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																																							
<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>125V充電器2A^{※1}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>125V蓄電池2A^{※1}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>125V充電器2B^{※1}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>125V蓄電池2B^{※1}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	125V充電器2A ^{※1}	1個	起動	125V蓄電池2A ^{※1}	1組	高温停止	125V充電器2B ^{※1}	1個	低温停止	125V蓄電池2B ^{※1}	1組	燃料交換			<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>直流125V充電器A^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>直流125V蓄電池A^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>直流125V充電器A-2^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>直流125V蓄電池A-2^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>AM用直流125V充電器^{※4}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AM用直流125V蓄電池^{※4}</td> <td>1組</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	直流125V充電器A ^{※3}	1個	起動	直流125V蓄電池A ^{※3}	1組	高温停止	直流125V充電器A-2 ^{※3}	1個	低温停止	直流125V蓄電池A-2 ^{※3}	1組	燃料交換	AM用直流125V充電器 ^{※4}	1個		AM用直流125V蓄電池 ^{※4}	1組	<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>B-115V系充電器^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>B-115V系蓄電池^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>B1-115V系充電器(SA)^{※3}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>B1-115V系蓄電池(SA)^{※3}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>SA用115V系充電器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SA用115V系蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>230V系充電器(RCIC)^{※4}</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>230V系蓄電池(RCIC)^{※4}</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	B-115V系充電器 ^{※3}	1個	起動	B-115V系蓄電池 ^{※3}	1組	高温停止	B1-115V系充電器(SA) ^{※3}	1個	低温停止	B1-115V系蓄電池(SA) ^{※3}	1組	燃料交換	SA用115V系充電器	1個		SA用115V系蓄電池	1組	運転	230V系充電器(RCIC) ^{※4}	1個	起動	230V系蓄電池(RCIC) ^{※4}	1組	高温停止			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器(RCIC)及び230V系蓄電池(RCIC)を有しており、適用される原子炉の状態は原子炉隔離時冷却系と同様に運転、起動、高温停止とする。
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転	125V充電器2A ^{※1}	1個																																																																						
起動	125V蓄電池2A ^{※1}	1組																																																																						
高温停止	125V充電器2B ^{※1}	1個																																																																						
低温停止	125V蓄電池2B ^{※1}	1組																																																																						
燃料交換																																																																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転	直流125V充電器A ^{※3}	1個																																																																						
起動	直流125V蓄電池A ^{※3}	1組																																																																						
高温停止	直流125V充電器A-2 ^{※3}	1個																																																																						
低温停止	直流125V蓄電池A-2 ^{※3}	1組																																																																						
燃料交換	AM用直流125V充電器 ^{※4}	1個																																																																						
	AM用直流125V蓄電池 ^{※4}	1組																																																																						
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																																						
運転	B-115V系充電器 ^{※3}	1個																																																																						
起動	B-115V系蓄電池 ^{※3}	1組																																																																						
高温停止	B1-115V系充電器(SA) ^{※3}	1個																																																																						
低温停止	B1-115V系蓄電池(SA) ^{※3}	1組																																																																						
燃料交換	SA用115V系充電器	1個																																																																						
	SA用115V系蓄電池	1組																																																																						
運転	230V系充電器(RCIC) ^{※4}	1個																																																																						
起動	230V系蓄電池(RCIC) ^{※4}	1組																																																																						
高温停止																																																																								
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」、「第63条 直流電源その2」、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V蓄電池A、直流125V充電器A-2、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：所内常設蓄電式直流電源設備とは、B-115V系充電器、B-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)およびSA用115V系蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、SA用115V系充電器およびSA用115V系蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、第61条（直流電源その1）、第62条（直流電源その2）、第63条（所内電源系統その1）および第64条（所内電源系統その2）の制限も確認する。</p>																																																																						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	<p>※4：当該システムが動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>※4：当該システムが動作不能時は、第61条（直流電源その1）および第63条（所内電源システムその1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（電気）</td> </tr> <tr> <td>2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）	2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V系充電器（RCIC）および230V系蓄電池（RCIC）は適用される原子炉の状態が異なるため、既存条文の確認先について個別に記載している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉の計装設備は「動作可能であるべきチャンネル数」を運転上の制限とし、計装設備においては電源を含めた運転上の制限としていないため確認は不要 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器（RCIC）及び230V系蓄電池（RCIC）を有している。
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																							
2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																																							
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
項目	頻度	担当																																																							
1. 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）																																																							
2. B-115V系蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
3. B1-115V系蓄電池（SA）の浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
4. 230V系蓄電池（RCIC）の浮動充電時の蓄電池電圧が226.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
5. SA用115V系蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																							
6. B-115V系充電器、B1-115V系充電器（SA）および230V系充電器（RCIC）の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条支構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
			6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。			7. SA用115V系充電器の出力電圧を確認する。					
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{*2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 B系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間
運転 起動 高温停止	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび125V代替蓄電池が健全であることを確認する。 および B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{*3} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディー	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池（SA）、230V系蓄電池（RCIC）、およびSA用115V系蓄電池が健全であることを確認する。 および B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 B系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全	速やかに 3日間

【島根固有】
 ・島根2号炉は原子炉隔離時冷却系専用電源として230V系充電器（RCIC）及び230V系蓄電池（RCIC）を有している。
 【女川との相違】
 ・島根2号炉は所内常設蓄電式直流電源設備

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	ゼル発電機に接続する1 25V充電器が健全である ことを確認する。 および B3. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、充電器※4が健全であることを確認する。 および B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	3日間		であることを確認する。 及び B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	3日間	備および常設代替交流電源設備としてB系蓄電池が該当するため、充電器動作不能時は非常用ディゼル発電機B系および常設代替交流電源設備の動作を確認し、動作不能となつた充電器を除くB系の充電器が健全であることを確認する。
	C. 条件 A または B である要求される措置を完了した時点で、達成できない場合	24時間	C. 条件 A または B である要求される措置を完了した時点で、達成できない場合	C. 条件 A または B である要求される措置を完了した時点で、達成できない場合	24時間	
	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	36時間	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、低温停止にする。	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、低温停止にする。	36時間	
適用される原子炉の状態	低温停止 燃料交換	要求される措置	要求される措置	要求される措置	完了時間	
	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	A1. 蓄電池が動作不能の場合 及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	A. 蓄電池が動作不能の場合 および A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	
	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	B. 充電器が動作不能の場合	速やかに	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
および	B2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、充電器 ^{※4} が健全であることを確認する。	及び	B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	および	B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	【女川との相違】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備としてB系蓄電池が該当するため、充電器動作不能時は常設代替交流電源設備の動作を確認し、B系の動作不能となった充電器を除く充電器が健全であることを確認する。 ・女川は所内常設蓄電式直流電源設備としてA系及びB系の直流電源設備が該当しているため、動作不能となる蓄電池または充電器に応じて確認する非常用ディゼル発電機を記載しているが、島根2号炉の所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備はB系に接続されており、確認する非常用ディゼル発電機はB系であることから、動作不能となる設備毎の記載は不要
	※2：125V蓄電池2Aが動作不能の場合は、非常用ディゼル発電機A系とし、125V蓄電池2Bが動作不能の場合は、非常用ディゼル発電機B系とする。 ※3：125V充電器2Aが動作不能の場合は、非常用ディゼル発電機2Bが動作不能の場合は、非常用ディゼル発電機A系とする。 ※4：125V充電器2Aが動作不能の場合は、125V充電器2Bおよび125V代替充電器とし、125V充電器2Bが動作不能の場合は、125V充電器2Aおよび125V代替充電器とする。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉	
66-1-2-4 常設代替直流電源設備		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		
常設代替 直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること		
適用される 原子炉の状態	設備	所要数	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	125V代替蓄電池	1組	
運転 起動 高温停止	250V蓄電池※1	1組	
※1：当該系統が動作不能時は、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。			
(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	
1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	
2. 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	
3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	
4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	
		備考	
		・島根は「65-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備」として記載している。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
	B2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、250V充電器が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3日間			
C. 条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間			
適用される原子炉の状態	要求される措置	完了時間			
低温停止 燃料交換	A. 125V代替蓄電池が動作不能の場合 A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V代替充電器が健全であることを確認する。	速やかに 速やかに			
※2：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-12-5 可搬型代替直流電源設備		65-12-4 可搬型直流電源設備		TS-25 65-12-4 可搬型直流電源設備
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	TS-80 適用される原子炉の状態の考え方について
可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること	可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること	【女川との相違】
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	・島根2号炉では蓄電池について本系統の構成設備にしてい
設備	125V代替蓄電池 125V代替充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ	設備	B1-115V系充電器(SA) SA用115V系充電器 高圧発電機車 タンクローリ ガスタービン発電機用軽油タンク 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク 230V系充電器(常用)	・島根2号炉は女川のガスタービン発電設備軽油タンクに相当するガスタービン発電機用サービスタンを可搬型設備の燃料補給設備として使用しない。
所要数	※1 1個 ※2 ※3 ※3	所要数	※1 ※1 ※2 ※3 ※3	・女川の250V系蓄電池および充電器は低圧代替注水系の電源であり島根2号炉には該当する設備はない。
運転	※1	運転	1個	【島根固有】
起動	1個	起動		・島根2号炉では本系統を用いた原子炉隔
高温停止	※2	高温停止		
低温停止	※3	低温停止		
燃料交換	※3	燃料交換		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>※1：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 125V代替充電器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 250V充電器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 125V代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	<p>※1：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>65-12-3 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 （比較のため再掲・抜粋）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で	1週間に1回	当直長	<p>※1：第65条（65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長（電気）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）	<p>離時冷却系（以下、「RCIC」という）への給電設備として230V系充電器（常用）を使用し、適用される原子炉の状態はRCICと同様に、運転、起動、高温停止とする。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉のSA用115V系充電器については65-12-3にて運転上の制限を定めている。
項目	頻度	担当																															
1. 125V代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																															
2. 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																															
項目	頻度	担当																															
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																															
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																															
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																															
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上で	1週間に1回	当直長																															
項目	頻度	担当																															
1. 230V系充電器（常用）の機能を確認する。	定事検停止時	課長（電気）																															

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
および A4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池 A、A-2 及び AM が健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディゼル発電機 A 系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	A. 230V 系充電器（常用）が動作不能の場合	A1. 当直長は、230V 系蓄電池（RCIC）が健全であることを確認する。 および A2. 当直長は、非常用ディゼル発電機 B 系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、230V 系充電器（RCIC）が健全であることを確認する。	【島根固有】 ・島根 2号炉は 230V 系充電器（常用）を用いて RCIC への給電を行うため、充電器動作不能時には、RCIC の動力電源である 230V 系蓄電池（RCIC）を確認する。 【島根固有】 ・島根 2号炉は RCIC が接続されている母線へ給電可能な接続されている非常用ディゼル発電機 B 系、常設代替交流電源設備の動作を確認し、230V 系充電器（RCIC）の動作を確認する。
B. 250V 充電器が動作不能の場合	速やかに	および B1. 発電課長は、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B および 250V 蓄電池が健全であることを確認する。 および B2. 発電課長は、非常用ディゼル発電機 1台（A 系または B 系）を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディゼル発電機に接続する 125V 充電器が健全であることを確認する。 およびその他の設備※4 が動作可能であることを確認する。	及び B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	速やかに	
C. 条件 A または B で要求される措置を完了する時間	24時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了する時間内	B. 条件 A で要求される措置を完了する時間内に達成	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	要求される措置	完了時間	内に達成できない場合	できな場合	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉のSA用115V系充電器については、所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替交流電源設備の構成設備であるため、65-12-3にて運転上の制限を定めている。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉はRCICが接続されている母線へ給電可能な接続されている非常用ディーゼル発電機B系および30V系充電器（RCIC）の動作を確認する。
条件	<p>A. 125V代替充電器が動作不能の場合</p> <p>A1. 発電課長は、125V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、常設代替交流電源設備2台が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。</p>	速やかに				

※4：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載位置、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-12-7	燃料補給設備	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	66-12-7 燃料補給設備	TS-25 65-12-6 燃料補給設備
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料補給設備	(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2 (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3	燃料補給設備	(1) ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であること※2 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、燃料補給設備としてガスタービン発電機用軽油タンクも使用するため本表で整理する。 【島根固有】 ・島根では、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を運転上の制限として設定する。
適用される原子炉の状態	運転	適用される原子炉の状態	運転	【柏崎刈羽との相違】 ・島根はガスタービン発電機用軽油タンクについて、65条(65-12-1)において運転上の制限等を定めるタンクレベルを確認する。 【島根固有】 ・島根は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクについて、60条において運転上の制限等を定める非非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値を確認する。
所要値・所要数	2,770mm	所要値・所要数	6,219mm以上	
設備	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※4※5	設備	ガスタービン発電機用軽油タンク	
運転	2,770mm	設備	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク※4	
起動	3,140mm	燃料交換	タンクローリ	
高温停止	2,080mm			
低温停止	2台※7			
燃料交換				
※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。				
※1：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※2：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。</p> <p>※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第6条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※7：タンクローリは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。</p> <p>※4：タンクローリ（4kL）は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p>	<p>※3：必要なホースを含む。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が必要量確保されていない場合は、第60条（非常用ディーゼル発電機燃料油等）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のタンクローリは1台であるため記載不要。なお、タンクローリは設置許可基準規則解釈第43条の「可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）」に該当しないことから、必要数は1台である。また、予備とは分散配置している。 																																							
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)	
項目	頻度	担当																																								
1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
項目	頻度	担当																																								
1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、ガスタービン発電機用軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	
B. 高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間				B. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値を満足していない場合	B1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を所要値内に回復させる。	2日間	
C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間							
D. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	2日間	B. 動作可能なタンクローリ（4 k L）が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間	C. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	C1. 課長（タービン）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。または C2. 課長（タービン）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※7} 。	2日間	
			C. 動作可能なタンクローリ（16 k L）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>E. 条件 A、B、C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※10}を動作不能^{※11}とみなす。</p>	<p>速やかに</p>	<p>D. 条件 A で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>F. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>速やかに</p> <p>D1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p> <p>E1. 当直長は、タンクローリ（4kL）による燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p> <p>F1. 当直長は、タンクローリ（16kL）による燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p>	<p>D. 条件 A または B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 課長（タービン）は、タンクローリによる燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※8}を動作不能^{※9}とみなす。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※8：代替品の補充等という。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプII）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※5：代替品の補充等という。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリ（4kL）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備。 タンクローリ（16kL）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※6：代替品の補充等という。</p> <p>※7：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 ガスタービン発電機用軽油タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車ならびにガスタービン発電機 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車 タンクローリ；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車</p> <p>※9：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-16-2	緊急時対策所の代替電源設備	66-16-3	緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
設備	ガスタービン発電機※4 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ※5 軽油タンク※5 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ※4 ガスタービン発電機接続盤※6 緊急用高圧母線2F系※6 電源車（緊急時対策所用）※3 緊急時対策所軽油タンクレベル※3 緊急時対策所用高圧母線J系	設備	緊急時対策所用発電機 可搬ケーブル※1 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量※2 タンクローリ※2 緊急時対策所 低圧母線盤 緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤	【島根固有】 ・島根では緊急時対策所用発電機専用のタンクローリを有する。 【島根固有】 ・設備の相違
所要値・所要数	※4 ※5 ※5 ※5 ※4 ※6 ※6 1台 2,410mm 2系列	所要数※1	2台 2セット※2 3台 1台 ※3	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。</p> <p>※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：1相分2本の3相分6本を1セットという。</p> <p>※2：必要なホースを含む。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の緊急時対策所は、複数個所に分かれていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は同じ構成の可搬ケーブルを配備する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 緊急時対策所用発電機を起動し、 運転状態（電圧等） に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 緊急時対策所用発電機 を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 負荷変圧器が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	3. 緊急時対策所 発電機接続ブラグ盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	4. 交流分電盤が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	4. 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	課長（タービン）
		5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	5. 緊急時対策所 低圧母線盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
				6. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
				7. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）

【島根固有】
 ・島根では緊急時対策所用発電機専用のタンクローリを有する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
(3) 要求される措置							
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。 又は A 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置※ ³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁴ 。 または A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
完了時間	要求される措置	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
速やかに	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 および A2.1. 防災課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁸ 。 または A2.2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	24 時間 および 36 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	
24 時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	36 時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	36 時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
条件	A. 代替電源設備が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	
要求される措置	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	
完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	
<p>※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側））の使用、代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>※4：代替品の補充をいう。</p> <p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>※3：代替品の補充等をいう。</p> <p>※4：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。</p>